商店街・市場応援隊派遣事業「応援隊員」募集要領

１．事業目的

応援隊派遣事業 とは、様々な知識・経験又は専門的なスキルを持った応援隊が、高齢化や人手不足等により活性化を見出せない又は更なる活性化に取り組みたい商店街・小売市場の「自主的な取り組み」を支援し、市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化を図るものです。

◆ 活性化とは

商店街・小売市場の活性化とは、

① 「商店街・小売市場が自主的に事業実施や課題解決に取り組むこと」と、

② 「組織強化や人材育成など商店街・小売市場の機能強化」の二つが進んでいる

状態をいいます。

２．事業概要

⑴ 派遣先　①神戸市に登録している市内の商店街・小売市場
②商店街・小売市場が主体となり、かつ神戸市に登録している
連合会やNPO法人等
※①②をまとめて、以下「団体」とします。

⑵ 報酬（派遣費）　派遣１回あたり 25,000 円（税込、交通費含む）

⑶ 派遣回数上限　応援隊員の１団体への派遣　15 回/年度
（なお、１団体あたりの派遣上限は 25 回/年度）
同一応援隊員による１団体（商店街・小売市場を含む連合体を含む）への派遣は連続の場合３年までとします。

⑷ 派遣時間（目安）　２時間～半日/回

３．業務内容

⑴ 商店街・小売市場等の派遣依頼に基づく実施計画の立案と実施計画書の作成

⑵ 実施計画書に基づく支援の実施

⑶ 日報・事業報告書の作成及び提出（日報の作成は派遣毎、提出は月毎。指定様式あり）

⑷ 注意事項

- 応援隊派遣費は、応援隊員への登録により発生するものではなく、**団体の希望による支援を行う派遣回数** に応じて支払います。
- 派遣前の顔合せは、派遣回数に含まれず、報酬（派遣費）の支払いはありません。
- 応援隊員として支援する団体からは、その年度において、応援隊業務と内容の異なる事業であっても、**業務（業）としての受注はできません。**
- 応援隊派遣事業では、**派遣中に発生した事故は自己責任となります**。
- 応援隊員は、団体への支援にあたり、弁護士法、行政書士法、社会保険労務士法、税理士法その他関係法令を遵守すること。法令上、特定の資格者のみが行うことができる業務については、当該資格を有しない応援隊員は実施することができません。
- 応援隊員が本事業において作成したデザイン、提案資料その他の成果物については、派遣先団体が当該団体の事業活動のために継続的に利用できるよう、応援隊員は必要な利用許諾その他の権利処理に協力するものとします。

なお、応援隊員及び派遣先団体は、成果物の利用に関しては疑義が生じないよう、成果物の利用方法及び改変の可否について、支援開始時にあらかじめ協議するものとします。

- 誓約書の内容を確認のうえ応募してください。（別紙誓約書参照）

４．登録期間

2027（令和９）年４月１日から 2030（令和 12）年３月 31 日まで（３年間）

※ただし、神戸市による本事業の毎年度予算の成立を前提とします。

５．応募要件

以下の要件を全て満たす者とします。

⑴ 団体を訪問し、課題解決や活性化に向けて団体に寄り添い、一緒になって事業の取り組みができる者。

⑵ 団体への支援を行うにあたり、様々な知識・経験及び専門的なスキルを持っている者又は団体の課題解決や活性化に向けた支援実績のある者。

⑶ 団体への訪問・支援及び本事業の委託事業者（以下「委託事業者」とします。）への報告や連絡調整の期日を遵守できる者。

⑷ 本要領の記載事項を遵守できる者。

⑸ 暴力団、暴力団員または、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

⑹ 国税（法人税、所得税及び消費税をいう。）及び地方税の滞納がない者。

⑺ 破産手続き開始の決定を受けている場合は、復権を得ている者。

６．応募方法

⑴ 応募期限　2026（令和８）年 12 月４日（金）午後５時 00 分　締め切り

⑵ 応募方法　「応援隊員」登録申請（下記 URL からお申込ください。）

https://script.google.com/macros/s/AKfycbykmVOYuWpNOC7Pw-OmyIcKgLrqQpjK540iUEGE-cviTBRmM7SxtZxsQyTusZltLWFBug/exec

応募完了後、ご入力いただいたメールアドレスに登録内容一覧が即時自動返信されます。

・顔写真の提出が必要です。

要顔写真（jpg / jpeg / png に限る。10MB 以内。）

本人のみが写っている写真としてください。

正面を向き、顔が明瞭に確認できるものとしてください。

帽子、サングラス、過度な加工をした写真は不可とします。

背景はできるだけ無地としてください。

半年以内に撮影した写真が望ましいです。

⑶注意事項　・提出内容に不備がある場合は、応募を受け付けないことがあります。
・応募内容に修正がある場合は、再度登録をおこなってください。
日付の新しいものを正式な応募として取扱います。
・E-mail や FAX、郵送での応募は受け付けていません。

７．応援隊員が遵守すべき事項

応援隊員として、以下の事項を遵守してください。以下の事項に違反した場合、登録を取り消す場合があります。

⑴ 神戸市及び委託事業者の名誉を毀損し、信用を傷つけ、利益を害さないこと。

⑵ 本事業に関連して知り得た神戸市、委託事業者及び派遣先の団体の秘密について他に漏らさないこと（派遣先の団体が同意した場合を除く）。また、応援隊員の登録終了後も、業務上で知り得た情報を神戸市、委託事業者及び派遣先の団体の許可なく発表、公開、漏洩、利用をしないこと。

⑶ 本事業について、委託事業者以外の者から謝礼等の給付を受けないこと。
例）派遣先の団体から、本事業で実施した支援に対する謝金や委託費等を受け取らない。

⑷ みだりに神戸市、委託事業者の名称や応援隊員の肩書を使用しないこと。

⑸ 派遣先の団体への営業活動など本事業の趣旨に適さない行為をしないこと。

⑹ 「応援隊員」登録申請書に虚偽の内容を記載しないこと。

⑺ 応援隊員として支援する団体から、支援期間中に業務を受注しないこと。

⑻ 各種書類（日報、事業報告書等）の提出について、提出期限を遵守すること。

８．審査方法

書類選考及び面接

９．審査項目

⑴ 応募動機及び抱負

⑵ これまでの活動実績

⑶ 得意分野や具体的なスキル

⑷ 円滑な事業運営への協力姿勢（事業への理解・協力等）

10．面接日

2026（令和８）年 12 月 17 日（木）・18 日（金）・22 日（火）・23 日（水）のいずれか

※面接の所要時間は 20 分程度。

※面接時間等の詳細は、2026（令和８）年 12 月 10 日（木）頃にご連絡します。

11．審査結果

・提出書類及び面接に基づき登録の可否を判断し、2027（令和９）年１月 12 日（月）頃に E-mail で結果についてご連絡します。

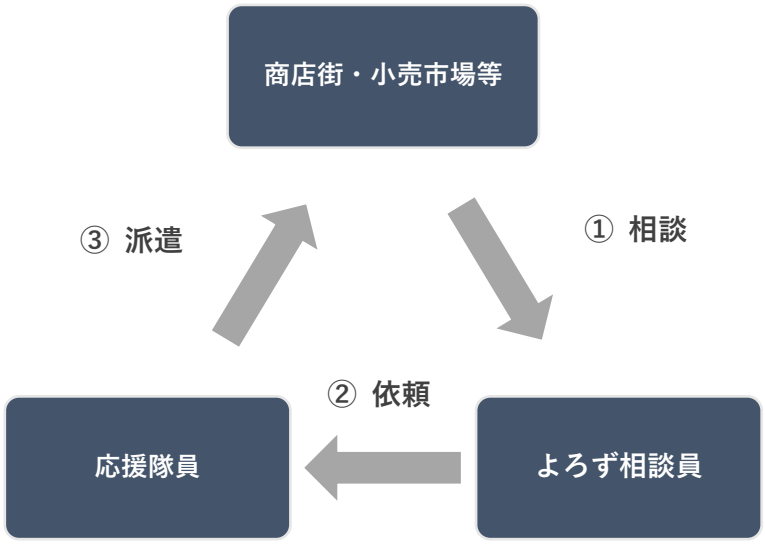
・審査内容に関する問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

12．注意事項

⑴ 応援隊員の情報（氏名・支援分野等）は、委託事業者のホームページに掲載します。

⑵ 団体と応援隊員とのマッチングは、委託事業者に配置している「よろず相談員」が行います。

▼応援隊派遣の流れ（イメージ）



⑶ 応援隊員は業者やアルバイトではなく、団体の主体的な取り組みに寄り添い支援する者です。

⑷ 本事業は団体のニーズに合わせて派遣を行います。応援隊員の派遣を確約するものではありません。

13. 問い合わせ先

※本事業は神戸市から神戸市商店街連合会・神戸市小売市場連合会へ委託しています。

【神戸市商店街連合会　よろず相談員】

住　所　　〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１－８－４
　　神戸市産業振興センター５階

電　話　　078-360-3233

E-mail　　sasaki@kobe-ssr.jp

【神戸市小売市場連合会　よろず相談員】

住　所　　〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１－８－４
　　神戸市産業振興センター５階

電　話　　078-341-8500

E-mail　　y-01ichiba@ichiba-kobe.gr.jp